

亀山市ふるさと納税業務委託公募型プロポーザル実施要領

1 目的

この要領は、亀山市（以下「本市」という。）のふるさと納税に係る業務（寄附の受付及び問合せ対応、寄附者情報の管理、返礼品の発送に関する業務、寄附受領証明書の発送等）を民間事業者へ委託することにより、事務の効率化、ふるさと納税の趣旨尊重を前提とした寄附金の増加、市の魅力発信および地元特産品のPR、誘客促進等を図るため、公募型プロポーザル方式により受託候補者を選定するにあたり、必要な事項について定めるものである。

2 業務の概要

- (1) 業務名 亀山市ふるさと納税業務委託
- (2) 業務内容 亀山市ふるさと納税業務委託仕様書のとおり
- (3) 履行期間 契約締結の日から令和7年3月31日まで
- (4) 提案限度額 26,300千円（消費税及び地方消費税を含む）

3 参加資格条件

本公募型プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる要件を満たしている者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者でないこと。
- (2) 亀山市契約規則（平成18年亀山市規則第5号）第2条第5項に規定する入札参加資格者名簿に登載されている者であること。
- (3) 亀山市建設工事等に係る資格（指名）停止措置要綱（平成17年亀山市告示第6号）による資格（指名）停止の措置を受けていないこと。
- (4) 民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てをしている者若しくは再生手続開始の申立てがされている者（同法第33条第1項に規定する再生手続開始の決定を受けた者を除く。）又は会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更正手続開始の申立てをしている者（同法第41条第1項に規定する更正手続開始の決定を受けた者を除く。）でないこと。ただし、一般（指名）競争入札参加資格の再審査に係る認定を受けている者を除く。
- (5) 市税、法人税、消費税及び地方消費税を滞納していないこと。
- (6) 事業の代表者、役員（執行委員を含む。）又は支店若しくは営業所を代表する者等、その経営に関与する者が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員又は同条第2号に規定する暴力団若しくは当該暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。
- (7) 他自治体において、過去3か年以内（令和3年度から令和5年度まで）に本業務と同様の業務の実績があること。

4 担当部署

亀山市産業環境部商工観光課商工業振興グループ

〒519-0195 三重県亀山市本丸町577番地

電話番号：0595-84-5049 FAX：0595-82-9669

Eメール：shokogyo@city.kameyama.mie.jp

5 亀山市ふるさと納税業務委託公募型プロポーザル実施要領等の交付

- (1) 交付期間 令和6年4月5日(金)から同月22日(月)まで(日曜日及び土曜日を除く。)の午前8時30分から午後5時15分まで
- (2) 交付場所 4の担当部署とする。
- (3) 交付方法 直接交付又は亀山市ホームページからのダウンロードによる。
- (4) 交付書類 ①亀山市ふるさと納税業務委託公募型プロポーザル実施要領(本書類)
②亀山市ふるさと納税業務委託仕様書

6 プロポーザル参加意思表示等の提出

本プロポーザルの参加希望者は、次に掲げる書類を提出しなければならない。

- (1) 提出書類 ①プロポーザル参加意思表示書(様式1)
②業務実績調書(様式2)
③会社概要(様式3)及び会社パンフレット
④納税証明書(公告日から起算して3月以内に発行されたもの)の写し
ア 法人税、消費税及び地方消費税に未納がない証明書
イ 本店所在地の市税に滞納がない証明書
- (2) 提出部数 1部
- (3) 提出期間 令和6年4月5日(金)から同月22日(月)まで(日曜日及び土曜日を除く。)の午前8時30分から午後5時15分まで
- (4) 提出場所 4の担当部署とする。
- (5) 提出方法 持参又は郵送(簡易書留又は書留に限る。)とする。

7 質問の受付及び回答

本要領等の内容に質問がある場合は、質問書(様式4)を提出すること。ただし、評価及び審査に関する質問や提案内容に関する質問は受け付けない。

- (1) 提出期間 令和6年4月5日(金)から同月11日(木)まで(日曜日及び土曜日を除く。)の午前8時30分から午後5時15分まで
- (2) 提出場所 4の担当部署とする。
- (3) 提出方法 質問内容を簡潔にまとめて質問書に記入し、持参、郵送、ファクシミリ又は電子メール(着信を確認すること)で提出
※口頭での質問は受け付けない。
- (4) 回 答 質問に対する回答は一括して質問回答書として取りまとめ、令和6年4月16日(火)に亀山市ホームページに掲載することとし、個別回答は行わない。

8 参加資格審査

3に定める参加資格要件を満たしているかの審査を行い、次に掲げる事項を記載した参加資格審査結果通知書で審査結果を令和6年4月24日（水）にメールで通知する。

- ①参加資格を有すると認めた者にあつては、参加資格がある旨及び企画提案書の提出を要請する旨
- ②参加資格を有しないと認めた者にあつては、参加資格がない旨及びその理由

9 企画提案書等の提出期限、提出場所及び提出方法等

本プロポーザルに参加意思表示した者で企画提案書等を提出しようとする者（以下「企画提案者」という）は、次に掲げる書類を提出しなければならない。

- (1) 提出書類
 - ①企画提案書（様式5及び任意様式）
 - ②見積書及び内訳書（任意様式）
- (2) 提出部数 原本1部、副本7部
- (3) 提出期間 令和6年4月24日（水）から同年5月14日（火）まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の午前8時30分から午後5時15分まで
- (4) 提出場所 4の担当部署とする。
- (5) 提出方法 持参又は郵送（簡易書留又は書留に限る）とする。

10 企画提案書等作成要領

(1) 企画提案書について

企画提案者は、総務省からの通知内容等を踏まえた上で、次に定めるところにより企画提案書を作成し、提出するものとする。なお、本市のこれまでの寄附実績については、亀山市ホームページを参照とすること。また、仕様書の業務の中で、再委託先事業者による実施を想定している場合は、実施予定の事業者名も明記すること。

ア 業務理解

ふるさと納税制度に対する理解と受託業務実施に対する考え方について提案すること。

イ これまでの受託実績

ウ 業務体制・業務遂行能力

(ア) 受託業務実施体制（寄附者、返礼品協力事業者、亀山市と提案者との関連、業務受託後の相談窓口の設置）を提案すること。

(イ) 寄附申込・返礼品に係る苦情やトラブル等に対する対応方法（体制）及び運用開始（令和6年8月中に運用開始）に向けた想定スケジュールを詳細に提示すること。

(ウ) 寄附者情報の管理システム、個人情報保護対策について提案すること。

エ 返礼品の企画、協力事業者への対応

(ア) 返礼品協力事業者に対する適切な支援体制について提案すること。

(イ) 返礼品発注・在庫・配送管理手法と返礼品新規開発への考え方と魅力発信について提案すること

オ 寄附拡大に向けた企画

(ア) 寄附及び返礼品申込受付サイトのイメージや寄附申込予定者に対するプロモーション方法や寄附者の利便性に向けた措置について提案すること。

(イ) 自社の優位性

(2) 見積書について

ア 見積書作成の条件

算定基礎となる寄附金額、寄附件数等は、次のとおりとする。なお、見積書作成のための条件として想定したものであり、変動することを承認すること。また、見積価格は、消費税及び地方消費税相当額を含めた金額を記入し、任意様式にて提出すること。

(ア) 寄附金額	57,000千円
(イ) 寄附件数	1,500件
(ウ) 寄附金受領証	1,500件
(エ) ワンストップ受付対応	700件
(オ) 返礼品調達費	寄附金額の27%
(カ) 送料	寄附金額の4%

※返礼品代（寄附金額の27%）及び送料は実費額を支払うものであるが、見積書の作成にあたっては、上記の金額にて算出し、総価で計上すること。なお、実費額の削減等の提案があれば企画提案書にて明示すること。

1.1 企画提案書等の作成様式及び記載上の留意事項

- (1) 提案は、1社につき1企画案とする。
- (2) 提案書は、15ページ以内（表紙を除く。）とする。
- (3) 提出書類のサイズは、原則A4版（縦横不問）とし、目次及び頁番号をつけて提出すること。
- (4) 資料の差替えや追加資料の提出は、認めない。
- (5) 企画提案書等の提出後に辞退する場合は、辞退届（様式6）を持参（平日午前8時30分から午後5時15分まで）又は郵送により令和6年5月17日（金）までに提出すること。

1.2 受託候補者の選定等

(1) 評価の方法

本業務の受託候補者選定委員会（以下「選定委員会」という。）を開催し、企画提案者が企画提案書の内容について説明（プレゼンテーション）を行い、選定委員会委員（以下「委員」という。）が評価する。なお、選定委員会は非公開とする。

(2) 評価基準

評価は、委員が次表の審査項目及び評価基準に基づき、実績や業務執行体制、提案内容、プレゼンテーション及び見積価格について評価し、委員1人当たり150点を満点として採点を行う。委員全員の総合計の最も高い者を最優秀候補者、次に高い者を次点者として特定する。ただし、委員全員の総合計に対し100分の60に満たない場合は、最優秀候補者及び次点者として認めないものとする。なお、同点の提案者が複数ある場合は、委員の多数決により選定する。提案者が一者の場合は、総合計の7割を最低基準点とする。

審査項目	評価基準	配点
1. 業務理解	<ul style="list-style-type: none"> ・ふるさと納税制度の趣旨及び本市の考え方に対する理解 ・本市の現状における課題及び今後の可能性についての提示があるか 	10
2. 業務実績	<ul style="list-style-type: none"> ・他の自治体での業務実績を評価 	10
3. 業務体制・業務遂行能力	<ul style="list-style-type: none"> ・業務を適正かつ確実に実施するための人員体制及びスケジュール管理など、適切な業務実施体制が組み込まれているか 	40
	<ul style="list-style-type: none"> ・委託契約締結後、準備期間を経て確実な運用開始が行えるか 	
	<ul style="list-style-type: none"> ・個人情報の保護、管理は適切であるか 	
	<ul style="list-style-type: none"> ・寄附者からの問合せ、苦情等に対応できる体制、本市と連携・情報共有できる体制が整えられているか 	
	<ul style="list-style-type: none"> ・寄附者情報等の管理について、適切なシステムが構築され、一元的に管理可能であり、提案するポータルサイトとの連携は適切か 	
4. 返礼品の企画、協力事業者への対応	<ul style="list-style-type: none"> ・総務省が定める基準を遵守し、亀山市らしい魅力ある返礼品の提案であるか。また、随時新たな商品提案ができるか 	30
	<ul style="list-style-type: none"> ・ふるさと納税を通じて、本市の魅力を全国に発信し、地場産業の活性化、誘客促進等につながる効果的な提案となっているか 	
	<ul style="list-style-type: none"> ・既存の協力事業者が負担なく引き続き事業に参加できるか 	
	<ul style="list-style-type: none"> ・協力事業者をサポートし、返礼品の受注・配送管理、新たな返礼品の企画や提案を行うことができるか 	
5. 寄附拡大に向けた企画	<ul style="list-style-type: none"> ・寄附拡大に向け、各ポータルサイトの特徴を踏まえた上で、効果的なポータルサイトの運用・管理を行えるか ・自社の強みを生かし、独自性のある取組、経費の最小化に資する取組や職員の負担軽減につながる取組等の提案がされているか 	40
6. 経費見積	<ul style="list-style-type: none"> ・見積額は、提案内容に比して適切なものか。 	20
合計		150

(3) プレゼンテーションの実施

プレゼンテーションは非公開とし、次のとおり行う。

- ア 日時（予定） 令和6年5月22日（水）（時間は後日連絡するものとする。）
- イ 場所（予定） 亀山市役所本庁3階大会議室（亀山市本丸町577番地）
- ウ 提案説明 1業者20分以内、質疑10分程度。
プレゼンテーションでパソコンを使用する場合は、プロポーザル参加者が準備すること。ただし、プロジェクター及びスクリーンは亀山市で用意する。
- エ 出席者 1社につき3人以内とし、本業務を担当する者は必ず出席し、説明を行うこと。

(4) 選定結果の通知

選定結果は、選定後にプロポーザル参加者全員に通知する。

審査の結果、選定されなかった者は、亀山市業務委託等プロポーザル方式契約実施要領第7条の規定に基づき、その理由について説明を求めることができる。

1.3 選定までのスケジュール

日時	実施内容
令和6年4月5日（金）	公告及び募集開始
令和6年4月11日（木）午後5時15分まで	質問書提出期限
令和6年4月16日（火）	質問に対する回答公表
令和6年4月22日（月）午後5時15分まで	参加意思表明書等の提出期限
令和6年4月24日（水）	参加資格審査結果通知
令和6年5月14日（火）午後5時15分まで	企画提案書等の提出期限
令和6年5月22日（水）（予定）	プレゼンテーションの実施
令和6年5月27日（月）（予定）	審査結果の通知
令和6年6月7日（金）（予定）	契約締結

1.4 失格事項

参加者が次の事項に該当すると本市が判断した場合は、失格とする。

- (1) 書類の提出期限に遅延した場合
- (2) 本要領を遵守しない場合
- (3) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (4) 提出された見積書が予算額を超過している場合
- (5) プレゼンテーションを欠席した場合
- (6) 審査の公平性を害する行為があった場合
- (7) 前各号に定めるもののほか、提案に当たり著しく信義に反する行為等があった場合

15 契約の締結

受託候補者に決定した事業者と提示している仕様及び提示内容をもとに具体的な事業内容を協議した上で、当該業務の仕様書にもとづく見積書を徴取し、随意契約の方法により委託契約を締結する。

16 その他

- (1) 本プロポーザルの応募に係る一切の費用は、応募者の負担とする。
- (2) 本プロポーザルの企画提案に係る報酬は、支給しない。
- (3) 提出された書類等は、企画提案者に返却しないものとする。
- (4) 企画提案書等の著作権は、原則として当該提案者に帰属するものとする。ただし、本市において受託候補者選定に伴う作業等の必要な範囲内において複製ができるものとする。
- (5) 企画提案書等に含まれる著作権・特許権など日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっているものを使用した結果生じた責任は、提案者が負う。
- (6) 選定の経過及び選定された候補者は、亀山市ホームページで公開することがある。
- (7) 本プロポーザルに係る情報公開請求があった場合は、亀山市情報公開条例（平成17年亀山市条例第19号）に基づき、提出書類等を公開することがある。
- (8) 提出書類に虚偽の記載をした場合は、失格とするとともに、虚偽の記載をした者に対して、亀山市物品調達等に関する要綱（平成20年亀山市告示第157号）第11条の規定により、その例によることとされている亀山市建設工事等に係る資格（指名）停止措置要綱の規定による資格（指名）停止又は契約等の相手方となるものから当分の間排除する措置を行うことがある。
- (9) 参加者は、受託候補者選定後、本プロポーザルに係る要領等の内容について、又は錯誤等を理由に異議を申し立てることはできないものとする。
- (10) 本プロポーザルは、受託候補者の特定を目的に実施するものであり、契約内容等については提案内容を基本とするが、当該内容を確約するものではない。
- (11) 本業務の手續において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (12) 参加意思表明書提出後の参加辞退は自由であり、辞退しても今後不利益となるような取扱いはない。
- (13) 電子メール等の通信事故について、亀山市は一切の責任を負わないものとする。